

今治市PTA連合会会則

(会の名称、組織及び会員)

第1条 この会は、今治市PTA連合会（以下「連合会」という。）と称し、今治市立小中学校単位PTAをもって連合会を組織し、今治市立小中学校PTAをもって連合会の会員とする。

(目的)

第2条 連合会は、会員相互の親和及び連携を図り、もって活発な単位PTA活動を促進し、教育の振興を図り、潤いある地域及び家庭を作ることによって、児童生徒の豊かで伸びやかな成長に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 連合会の事務局は、今治市教育委員会事務局内に置く。

(活動並びに事業)

第4条 連合会の目的を達成するため、次の活動並びに事業を行う。

- (1) 単位PTA活動の振興に関する事業
- (2) 単位PTA及びPTA会員の学校教育に関する理解並びに活動支援事業
- (3) 学社融合事業の推進
- (4) 家庭教育などに関する研究及び研修活動
- (5) PTA活動を生涯学習の一環として取り組み、地域活動のリーダーを育成する事業
- (6) 各地域、研究団体及び青少年育成団体との交流及び共同の取り組み
- (7) その他、目的達成に必要な活動並びに事業

(役員)

第5条 連合会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	若干名
会 計	1名
監 事	3名
区長理事（各区長あて職）	3名
教員理事	若干名
専門部長	若干名
専門部理事	若干名
事務局長	1名
顧 問	若干名

2 役員は、単位PTA又は各ブロックから推薦された者をもって総会において選任し、総会終了時に就任する。ただし、事務局長及び顧問を除く。

3 事務局長及び顧問は、会長が指名し、総会に報告しなければならない。又、事務局長及び顧問は、会員以外からあてることができる。

4 役員のおすすめ及び選考の手続きに関する事項は、別に定める。

5 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。又、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、連合会を代表し、会務を掌理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは予め定めた順位によりその職務を代理する。又、会務を分担し、連合会の事業を監理する。
- (3) 会計は、連合会会計に関する事務を処理する。
- (4) 監事は、連合会会計及び業務が連合会の目的に従い適正に執行されているか、会計及び業務監査を行う。そのため、連合会の全ての行事・会議に出席をすることができると共に、意見を述べるができる。又、監査結果を本部役員会に報告・審議し、その内容を総会に報告しなければならない。
- (5) その他役員は、総会の事業計画に基づき任務を分担し、連合会の目的達成のための企画・業務執行に当る。
- (6) 事務局長は、機関の議決に基づき、会長の指示に従って連合会の庶務をつかさどる。
- (7) 顧問は、会長の諮問に応じる。

(機関)

第6条 連合会に次の機関を設ける。

- (1) 総会
- (2) 会長会
- (3) 役員会
- (4) 本部役員会
- (5) 専門部会
- (6) 区連絡会

(会議)

第7条 機関の会議は、定数の2分の1以上の出席（書面開催の場合は、表決書の提出）をもって成立し、出席構成員の過半数で議決し、可否同数のときは議長が決する。

2 機関の会議は、それぞれの機関の長（以下「機関の長」という。）が招集する。ただし、機関構成員の過半数から機関の会議開催要請があったとき機関の長は、第8条第2項を除くその機関を招集しなければならない。

3 機関の会議は、公開を原則とする。

4 機関の長は必要に応じ、機関構成員以外の者をボランティアスタッフとして機関の会議に参加させ、意見を聞き、又は資料の提出、審議、事業実施及びその他の協力を求めることができる。

5 会長が必要と認める場合は、あらかじめ通知された事項について書面などをもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(総会)

第8条 総会は、連合会の最高議決機関であって、代議員及び連合会役員により構成し、毎年5月に通常総会を会長が招集もしくは、書面にて開催する。

2 会長は、組織の3分の1以上から総会開催の要請があったとき、又は本部役員会が総会の開催を議決したときは、臨時総会を招集しなければならない。

3 代議員選出の手続きなどについては、別に定める。

4 総会は、次の事項を審議・決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃

- (2) 当該年度の事業計画及び当初予算、前年度事業報告及び決算報告
- (3) 会計監査及び監査報告並びに改善計画
- (4) 役員の選任
- (5) その他重要事項

(会長会)

第9条 会長会は、単位PTA会長及び本部役員で構成し、会長が招集する。

2 会長会は、総会に次ぐ議決機関であり、重要事項を審議・決定する。

3 会長が総会を招集する暇がないと認めるときは、第7条第1項及び第8条第4項第2号、第3号及び第5号の規定にかかわらず、会長会の3分の2以上の議決をもってこれを専決処分することができる。ただし、本部役員の欠員の補充を行うことは妨げない。この専決処分について会長は、次の総会に報告しなければならない。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、会計、監事、区長理事、教員理事、専門部長、専門部理事、でもって構成し、必要に応じて会長が召集するものとする。

(本部役員会)

第11条 本部役員会は、会長、副会長、会計、監事、区長理事、教員理事、専門部長でもって構成し、会長が召集し、次の事項を協議・決定し、執行するものとする。

(1) 総会議案

(2) 総会議決事項の企画、執行に関する事。

(3) この会則により委任された諸規程の制定・改廃

(4) 補正予算及び暫定予算は、本部役員会で決定し、執行する。ただし、直近の会長会または総会の承認を得なければならない。又、暫定予算は当該年度の本予算に包括されるものとする。

(5) 他団体との提携に関する事。

(6) その他、総会又は会長会に諮る必要のない事項の決定及び処理。

2 本部役員会の議決は、会長、副会長、会計、区長理事、教員理事、専門部長をもって決する。

(専門部会)

第12条 連合会に理事専門部会として必要な部会・委員会を置くことができる。専門部会の設置及び運営に関し必要な事項については、別に定める。

(区割り及び区役員など)

第13条 連合会の活動を効果的に推進するため、適当な区割りをもってブロック運営を行う。

2 区割りについては、別に定める。

3 各区長は、区副長、区事務局長及びその他区役員を置くことができる。

4 各区において単位PTAが連携して行う事業及び活動は、当該区選出の役員などにより構成する区連絡会により運営を協議・決定するものとする。

(経費)

第14条 連合会の経費は、会費、事業収入、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費)

第 15 条 連合会の会費は、単位 P T A が拠出するものとする。

(会計)

第 16 条 連合会の会計は、原則として毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わるものとし、会計に関する取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、議決の日から施行し、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この会則は、平成 1 8 年 5 月 1 3 日から施行する。
- 3 この会則は、平成 1 9 年 5 月 1 2 日から施行する。
- 4 この会則は、平成 2 1 年 5 月 1 6 日から施行する。
- 5 この会則は、平成 2 3 年 5 月 1 4 日から施行する。
- 6 この会則は、平成 2 7 年 5 月 9 日から施行する。
- 7 この会則は、令和 4 年 5 月 1 4 日から施行する。
- 8 この会則は、令和 5 年 5 月 2 日から施行する。